

訪問看護・介護予防訪問看護

契約書別紙（兼重要事項説明書）①

[2025 年 4 月 1 日現在]

1. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所所在地等

利用事業所名称	公益財団法人宮城厚生協会ケアステーションながまち		
事業所所在地	〒982-0011仙台市太白区長町3丁目7-26 長町病院北棟2階		
電話番号	022-247-2252		
指定年月日・事業所番号	平成10年11月2日指定	0 4 6 5 4 9 0 0 4 3	
管理者氏名	鈴木 さおり		
通常事業実施地域	仙台市太白区		

事業所を運営する事業者について

事業者名称	公益財団法人 宮城厚生協会
代表者氏名	理事長 土村 まどか
所在地 電話番号・FAX 番号	宮城県多賀城市下馬 2 丁目 13 番 7 号 (電話：022-361-1158・Fax：022-361-1124) (担当：介護事業部)
法人設立年月日	1950 年 2 月 21 日

(2) 事業目的及び運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供し、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日、8月16日、12月30日～1月3日以外）
営業時間	午前8時30分～午後5時（土曜日は12時30分まで） ＊ただし、緊急時訪問看護は、365日24時間対応します。

(4) 事業所の職員体制（介護予防も兼務で対応します）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護も兼務で対応します。）

職 種	資 格	人数	職務内容
管理者	看護師	常勤 1 名	事業所の従業員及び業務の総括管理
看護職員	保健師・看護師・准看護師	3 名以上	訪問看護計画に基づく訪問看護の提供
理学療法士等	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 名以上	訪問看護計画に基づく在宅療養に必要なリハビリの提供

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や家族から求められたときは、いつでも身分証を提示します。

2. 訪問看護を利用できる方

介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護
居宅の要介護者又は要支援者で、主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ② 介護保険の対象でない(非該当)の方 ②介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（がん末期急性増悪期など）

3. 提供するサービス内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るサービスです。

主治医よりリハビリテーションを中心とする指示がある場合は、リハビリテーション専門職である理学療法士等が訪問し、訪問看護業務の一環としてリハビリテーションを行います。サービスの開始時や状態変化などに合わせて、理学療法士等のほかに定期的に看護職員が訪問看護を行い、体調や生活状況を確認したうえで、看護職員と理学療法士等が連携して計画書・報告書を作成します。

＊サービスの第三者評価は実施しておりません。

4. 利用料

- (1) サービス利用料は、契約書別紙②（料金表）のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、「介護保険負担割合証」に記載された割合の額です。（介護報酬が改定された場合は、自動的に改定されます。）ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額全額を負担いただきます。

＊尚、保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、全額（10 割）を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を発行しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請をして下さい。

- (2) 交通費

提供地域内	介護保険の場合…無料
	医療保険の場合…片道のみ 1 km につき 50 円
地域外	通常の提供地域を超えた地点から、片道のみ 1km につき 100 円 ＊ 1 回の訪問で 10Km を超える場合は上限 1,000 円 ＊ 1 ヶ月の訪問で合計 5,000 円を超える場合は、上限 5,000 円

- (3) キャンセル料金

利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料金がかかります。

キャンセルが必要となった場合は、**至急連絡**ください。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はかかりません。

ご利用の前日の 昼 12 時まで に連絡いただいた場合	無料
前日の 昼 12 時まで に連絡がなかった場合	1 0 0 0 円

- (4) 支払い方法

利用料等は、月ごとにまとめて請求しますので、次の方法でお支払い下さい。
翌月 27 日に、指定の金融機関の口座より引き落とします。

5. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要

に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族、担当介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 秘密保持と個人情報保護について

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービス提供にあたって知りえた利用者及び家族に関する情報は理由無く他の人に漏らしません。当該事業所の従業者でなくなった場合においても同様です。
- (2) 事業者は、利用者及び家族の個人情報について、サービス担当国会議等において必要な場合に限り、利用者及び利用者家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

8. 記録の開示及び複写

利用者は事業者に対し、記録の閲覧及び複写を求めることができます。求めがあった場合には開示に関する規定に従い、開示の手続きを行います。閲覧及び複写にあたっては、以下の料金をご負担いただきます。

開示料金：2000円、複写料金：白黒及び2色1枚20円、カラー1枚50円 管理者説明：30分毎に5000円
--

9. 虐待防止の対応

事業所は、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、権利擁護、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止に関する対応を行います。当事業所に関する内容以外でも、遠慮なくお申し出ください。

虐待防止責任者 菅原 忍

10. 苦情相談に対する受付窓口及び対応方法

- (1) 相談・苦情に適切に対応するための手順は以下の通りです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・苦情をうけた場合、責任者は詳しい事情を把握し、利用者の立場に立った対応に努める・市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という）が行う調査に協力する・市町村等から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って適切な改善を行う・苦情受付から解決までの経過と結果を記録し、同様の苦情の再発防止に役立てる・市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する |
|--|

- (2) サービス提供に関する苦情や相談窓口

事業所相談窓口	電話番号	022-247-2252
	苦情解決責任者	菅原 忍

当事業所では、苦情解決に社会性や客観性を確保し適切な対応を推進するため、「介護ネットみやぎ」の会員団体で、5名の第三者委員を共同委嘱しています。以下の窓口に直接申し出ることや、立ち合いや助言を求めることもできます。

第三者委員苦情相談受付窓口（介護ネットみやぎ）	022-276-5201
-------------------------	--------------

(3) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦 情 受 付 機 関	電 話 番 号
仙台市介護事業支援課居宅サービス指導係 太白区障害高齢課地域支援係	0 2 2 - 2 1 4 - 8 1 9 2 0 2 2 - 2 4 7 - 1 1 1 1
宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課	0 2 2 - 2 2 2 - 7 7 0 0 (苦情相談専用)

1 1. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス提供の際、職員は各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱いはできませんので、あらかじめご了解ください。
- (2) 職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へ連絡ください。
- (4) 利用者・家族から他利用者・事業職員に対しての暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、パワー・セクシャルなどのハラスメント行為は契約書第9条1項に当たる行為とみなし、契約の解約を求めることがあります。
- (5) 利用者本人以外の写真や動画の撮影・録音などをインターネットなどに掲載するなどの行為は迷惑行為に当たりますので、ご遠慮ください。

年 月 日

* 事業者は、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供開始にあたり、利用者に対して、上記のとおり重要事項を説明しました。

《事業者》 所在地 多賀城市下馬二丁目13-7
法人名 公益財団法人 宮城厚生協会
代表者名 理事長 土村 まどか

《説明者》 事業所名 ケアステーションながまち

(自署) 氏 名

* 私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書と料金表が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

《利用者》 氏 名

上記署名は、私が本人の意思を確認し、代行しました。

《署名代行者》 (自署) 氏 名
(利用者との関係 :)